

地域密着の新規事業を支援！ 「ローカル 10,000 プロジェクト」のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 交付金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 対象者と要件	3
■ 4. 交付内容	3
■ 5. 申請～受給までのステップとポイント	5
■ 6. 最後に	6

地域密着の新規事業を支援！ 「ローカル 10,000 プロジェクト」のご紹介

■ 1. 交付金について（はじめてご利用になる方へ）

交付金とは、特定の目的をもって交付するお金を広く指します。交付金も補助金と同様、国または地方自治体から支給されますが、交付金は基本的に国から地方自治体へ支給されるお金となります。

交付金が支給される分野は、地方自治体のまちづくり、地域活性化、地方創生、防災、復興など、地域経済への貢献度が高いものが多く、地方自治体は、目的に沿った事業やプロジェクトを立ち上げ、民間企業等と協力して参加する上で交付金を受けます。

補助金も交付金も原則「返済義務のないお金」である一方、次のような違いがあります。

＜補助金と交付金の主な違い＞

	補助金	交付金
概要	特定の事務または事業を補助するために交付する金銭。 補助金適正化法の対象となり、不正、他用途使用には罰則が科される。	特定の目的をもって交付する金銭。義務負担的性格のものが多いが、なかには助成する目的で交付する補助金的なものもある。
事業主体	主に民間企業、団体など	主に地方自治体、公共団体など
対象者	基本的には一企業	企業や公益団体がグループを形成することがほとんど
支給対象	特定の支出に限定	事業全体に交付

本レポートでは、おすすめの交付金について、支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

■ 2. 制度の概要

「ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）」とは、都道府県または市区町村（以下「地方公共団体」といいます。）が地域の金融機関等と連携しながら、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者等の初期投資費用を支援するものです。

次の 6 つに当てはまる事業であれば、飲食業、観光・宿泊業、食品加工業などさまざまな分野で活用できます。

1. 地域資源を活用する事業であること
2. 新規事業であること
3. 地域課題の解決につながる事業であること
4. モデル性が感じられる事業であること
5. 地域の新たな雇用創出に期待できる事業であること
6. 地域金融機関からの融資を受けること

<活用できる事業の例>

- ◆遊休施設を改修したコワーキングスペースの整備
- ◆地域の農産物を加工した新商品の開発
- ◆地域の水源を活かした生食用サーモンの大量養殖
- ◆クラフトビールの製造・工場見学
- ◆ズリの活用による再生エネルギー創造
- ◆廃校跡地を活用したグランピング施設の整備
- ◆放任竹林から生産した竹パウダーと市内の下水汚泥の混合・発酵による高機能肥料の製造
- ◆サイクリング観光拠点整備（海の駅改築、サイクルシップ建設）

ローカル 10,000 プロジェクトは、総務省が地方公共団体に交付金を交付し、地方公共団体が民間事業者等に補助を行う仕組みです。そのため、申請は必ず地方公共団体を通じて行う必要があります。

また、このプロジェクトには、国庫補助事業と地方単独事業の 2 種類があります。地方単独事業は令和 6 年度に新たに創設されたもので、一定の要件を満たすことで、地方公共団体が自由に制度設計を行うことが可能です。交付限度額は国庫補助事業が最大 5,000 万円であるのに対し、地方単独事業は最大 1,500 万円と少額ではありますが、地方単独事業には次のような特徴があります。

- ・要件が比較的緩やかである
- ・国の有識者による審査が不要で、市区町村の有識者の審査または商工会議所等の確認で足りる

ただし、地方単独事業を実施しているかどうかは地方公共団体によって異なります。本レポートでは、交付限度額が高い国庫補助事業としての「ローカル 10,000 プロジェクト」を中心にご紹介します。

■ 3. 対象者と要件

対象となるのは、次の要件をすべて満たす事業を実施する民間事業者等です。

- ・産官学金労言（産業界、官公庁、学术界、金融機関、労働界、言論界）の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること
- ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- ・交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫もしくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額または一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」といいます。）の総額が交付要綱第7条に規定する公費による交付額と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く）の融資であること

※「地域金融機関」とは、事業実施地域の第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合等を指します。

株式会社や有限会社等はもちろん、一般社団法人、NPO法人等公益法人、漁協や観光協会などの公共的団体、個人事業主や任意団体でも申請可能です。

■ 4. 交付内容

<交付対象経費>

区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費（用地取得費は除く）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費（交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く）

<交付率>

原則2分の1

ただし、次に当てはまる事業は重点支援事業となり、交付率が高くなります。

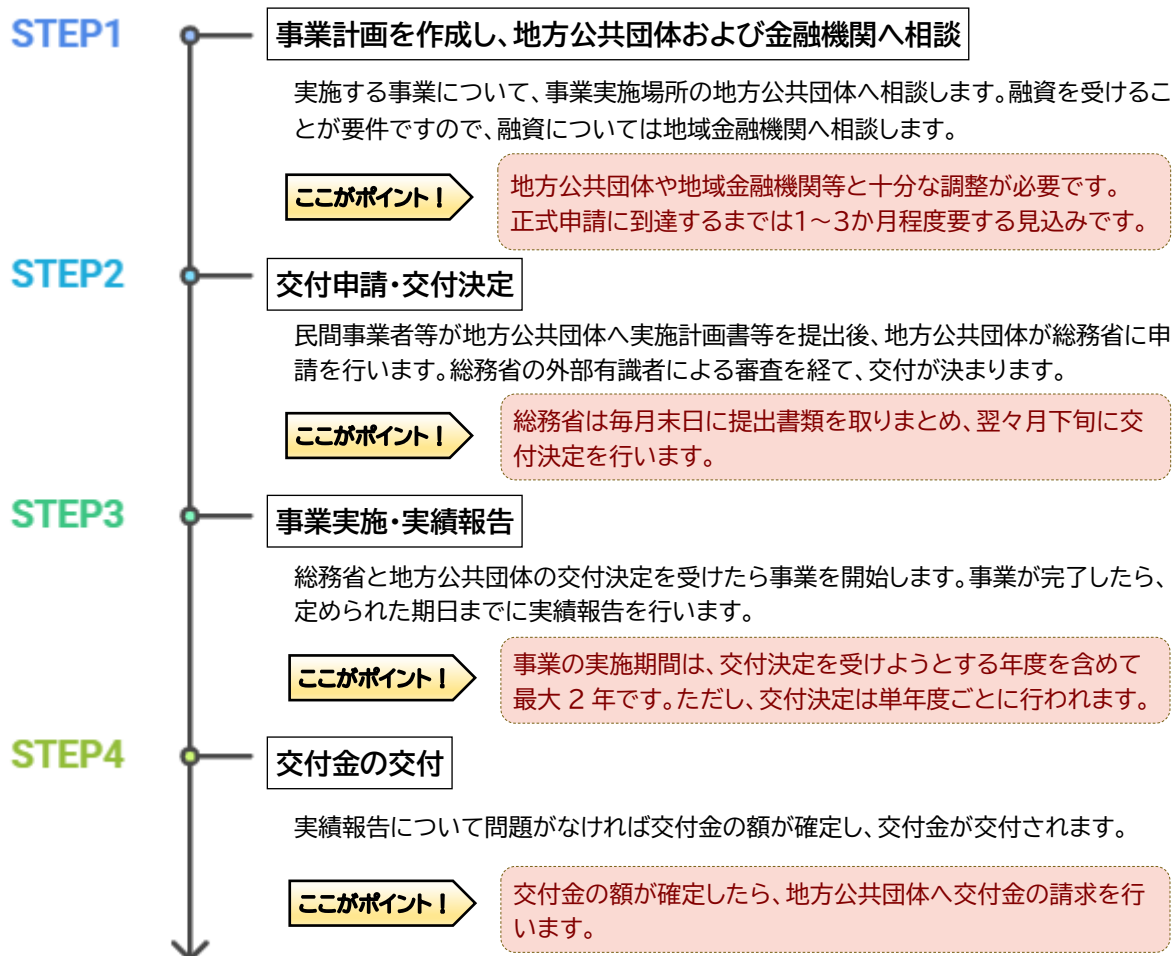
事業	交付率
① 事業実施地が次のいずれかの地域に該当し、かつ財政力指数が「0.25 以上 0.5 未満」の市町村が実施する事業（下記③に該当するものは除く） <対象地域> ・過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく） ・特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく） ・振興山村（山村振興法で指定された地域） ・半島振興地域（半島振興法で指定された地域） ・離島振興地域（離島振興法で指定された地域） ・沖縄（沖縄振興特別措置法に規定） ・奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法に規定） ・小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法に規定）	3 分の 2
② 上記①の地域に該当し、かつ財政力指数が「0.25 未満」の市町村が実施する事業	4 分の 3
③ 「新規性やモデル性が極めて高い」と認められる次のいずれかの事業 ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業 ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連し、地域金融機関等から ESG 投融資を受ける事業 ・地域の女性や若者の活躍に関連する事業	4 分の 3

<交付限度額>

融資金額に応じて次のように設定されています。

公費と融資金額の割合	交付限度額
融資金額等が交付額と同額以上 1.5 倍未満の場合	2,500 万円
融資金額等が交付額の 1.5 倍以上 2 倍未満の場合	3,500 万円
融資金額等が交付額の 2 倍以上の場合	5,000 万円

■ 5. 申請～受給までのステップとポイント



< 地方公共団体の窓口情報について >

地方公共団体の担当窓口は、総務省の「ローカル 10,000 プロジェクト」の Web サイトに、都道府県別に掲載されています。また、地方公共団体のホームページでも、「ローカル 10,000 プロジェクト」または「地域経済循環創造事業交付金」として募集情報が掲載されている場合があります。まずは事業所が所在する地方公共団体のホームページを確認してみてください。

< 交付決定前の事業着手について >

令和 6 年度補正予算事業から、「やむを得ない事情」がある場合、交付決定前に事業着手（工事等の発注など）が可能となりました。「やむを得ない事情」として想定されているものは、次のような事情です。

- ・改修対象の建物について競合他者がいるため、交付決定前に早期に購入しなければ事業が実施できなくなる場合

・導入する機械装置等が海外からの輸入品で納品までに相当の期間を要するため、年度内に完了するためには交付決定前に発注する必要がある場合 など
なお、交付決定前に事業に着手する場合、交付決定前着手届を提出する必要があります。

＜交付決定となるポイント＞

審査では、次のポイントを満たしているかどうか、交付決定の可否に大きく影響します。

- ・地域資源（原材料等）を活用しているか
- ・公共的な地域課題の解決に繋がる事業か
- ・地域人材の活用（雇用効果）や賃上げ効果が見込めるか
- ・担保や保証の条件が認められている要件に該当しているか
- ・事業者にとって今までの取組とは異なる新たな事業か
- ・同様の課題を抱える自治体へのモデルとなる事業か
- ・事業の実現可能性があるか

上記のポイントをすべて満たしていれば、交付決定となる可能性が高まります。

反対に、過去にあった申請で採択されなかった主な例は、次のとおりです。

- ・原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの
- ・単に空き家、廃校を改修して活用するもの
- ・単に生産量を増加させるため、工場を増設するもの
- ・単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業

実施計画書の作成にあたって、地域経済への貢献度や持続可能性等を意識して作成することが重要です。

総務省「ローカル 10,000 プロジェクト」の Web サイトには、「実施計画書 記載例」など参考資料も掲載されていますので、ぜひ活用してください。

＜受付期間＞

随時受付（予算上限に達するまで）

■ 6. 最後に

「ローカル 10,000 プロジェクト」の交付金を活用することで、金融機関からの融資や自己資金と組み合わせて、十分な初期投資資金を確保し、新たな事業を始めることが可能です。

申請は随時受け付けられていますが、予算に達し次第、受付は終了となります。実際に 2024 年度は、8 月 9 日時点で予算の超過が見込まれたため、募集が停止されました。2025 年度についても、早期に予算が終了する可能性があります。

本事業の活用にあたっては、地方公共団体や地域金融機関との連携や調整が不可欠です。スムーズな申請・採択のためにも、できるだけ早めの準備と申請をおすすめします。

▼ローカル 10,000 プロジェクト | 総務省

[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-
gyousei/local10000_project.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html)

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は 2025 年 4 月 29 日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

➤補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>